

新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ

作成日：令和2年4月12日
伊勢原市商工会

個人が申請

生活支援

- 休業で家計が維持できない
- 失業で家計が維持できない
- 離職等で住宅を失った・失うかも

貸付 緊急小口資金(特例) 貸付上限:10万円以内(特別:20万円以内) 利子:無利子
返済期限:据置期間経過後2年以内(据置期間は貸付日~1年以内)

貸付 総合支援資金(特例) 貸付上限:単身世帯15万円/月、複数20万円以内 利子:無利子
返済期限:据置期間経過後10年以内(据置期間は貸付日~1年以内)

給付 住宅[居]確保給付金 支給額:生活保護法に基づく住宅扶助限度額が上限(4.1~6.4万円)*
支給期間:原則、3ヵ月間 支給要件:収入要件あり ※相談窓口にて要確認

社会福祉協議会

相談窓口

伊勢原2-7-31
シティプラザ1階
0463(94)6400

市生活福祉課保護係

田中348
0463(94)4726

事業主が申請

休業補償

- 従業員に休業してもらうなら
- 子供がいる従業員のために
- 子供がいるフリーランスのために

助成 雇用調整助成金(特例) 売上高又は生産量など事業活動を示す指標の直近1ヵ月間の値が前年同月比で5%以上減少し、労使間協定に基づき雇用調整を実施する場合、1人1日当たり8,330円上限に助成

助成 小学校休業等対応助成金(労働者雇用向け) ※令和2年4月1日~6月30日間の休暇も支援(4月15日公表)
学校の休校等により、有給(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた場合、8,330円を上限に賃金相当額を助成

助成 小学校休業等対応支援金(フリーランス向け) ※令和2年4月1日~6月30日間の休暇も支援(4月15日公表)
学校の休校等により、業務委託契約等を締結済の仕事ができなくなった場合、その日について1日当たり4,100円(定額)を支援

神奈川労働局

【職業対策課助成金センター】
045(650)2801 ※もしくは最寄りハロワ

学校等休業助成金支援金等

相談コールセンター
【受付:9~21時(土日・祝含)】
0120(60)3999

事業主が申請

資金繰り

- 融資を受けたい
- 売上が半減した

令和2年度補正予算の成立後(4/24まで)
★電子申請、申請後2週間程度で支給、銀行振込

融資 セーフティーネット保証 4号(突発災害)・5号(業況悪化)+危機関連保証
【4号】100%保証 / 直近1ヵ月間の売上高等が前年同期比20%以上減少 他
【5号】80%保証 / 直近3ヵ月間の売上高等が前年同期比5% " 他
【危機】100%保証 / 直近1ヵ月間の売上高等が前年同期比15% " 他

融資 無利子・無担保融資(新型コロナウイルス感染症特別貸付) 特別利子補給制度の併用 ※条件あり
売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少
融資限度額:6,000万円(別枠) 利率:0.46%(災害利率▲0.9%)*
返済期限:運転15年以内(据置5年)、設備20年以内(据置5年) {3,000万円以内当初3年間}

融資 マル経融資の拡充(コロナマル経) 売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少
融資限度額:1,000万円(別枠) 利率:0.31%(経営改善利率▲0.9%)*当初3年間
返済期限:運転7年以内(据置3年)、設備10年以内(据置4年)

給付 持続化給付金 New!
対象者:中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、売上が前年同月比で50%以上減少
給付額:前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12ヵ月)
【法人200万円以内、個人事業者等100万円以内】

中小企業 金融・給付金相談窓口
【もしくは、お近くの経済産業局へ】
03(3501)1544

最寄り日本政策金融公庫へ
【厚木支店(国民生活事業)】
厚木市中町3-11-21
(明治安田生命厚木ビル)
046(222)3315

中小企業 金融・給付金相談窓口
【受付:平日・休日ともに9~17時】
03(3501)1544 ※事務局は未定